

遠軽町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

北海道紋別郡遠軽町

目 次

1 基本的な事項

- (1) 遠軽町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 遠軽町の行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・ 16

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・ 20

3 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・ 28

4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・ 29

5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・ 35

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・ 42

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	44
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	53
(3) 計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	55

1 基本的な事項

(1) 遠軽町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

本町は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内のほぼ中央、内陸側に位置し、総面積は1,332.45km²、人口は17,199人（令和7年3月末住民基本台帳、外国人住民を除く）の同管内における主要な生活拠点都市の一つである。

町の周囲は主に山林に囲まれ、南西部には「北海道の屋根」ともいわれる大雪山系の険しい山々がそびえ、そこからオホーツク海に向かって湧別川や生田原川が流れ、この流れに沿うように平野が帯状に広がっている。

気候は、大雪山系やオホーツク海の影響で、全般的に寒冷であるが、夏季には乾燥した南風によって30度を超えることもある一方で、冬季には氷点下20度を下回るなど年間の気温差は大きく、また、山間部を除けば、比較的積雪の少ない地域であるものの、近年は暴風雪等の雪害が増加傾向にある。

本町の自治の歴史は、大正8年4月に、現在と行政区域を同じくする「遠軽村」が、上湧別村から分村したことに始まり、昭和9年4月に町制を施行した。その一方で、大正14年には生田原村（昭和29年4月町制施行）が、昭和21年には丸瀬布村（昭和28年10月町制施行）と白滝村が分村し、それぞれの特徴を生かして発展してきたが、平成17年10月1日にこれら4つの町村は新設合併し、新しい「遠軽町」が誕生した。

本町は、第一次産業である農林業と、オホーツク海からも近いことから、海産物を含めた一次産品を製造・加工する製造業を基盤としながら、町の中心部には国や北海道の出先機関、医療、教育、商業施設などの都市機能が集積している。また、陸上自衛隊第25普通科連隊が駐屯しており、災害発生時の支援はもとより、医療、福祉、教育などの面からも、重要な役割を果たしている。特に、道路や鉄道、バスなどの交通動線の中心ともなっていることから、遠軽紋別地域の市町村を含めた地域の第一次産業を支えるため、第二次医療圏の地域センター病院である遠軽厚生病院と遠軽高等学校を頂点とした教育を確保することが、本町の重要な役割となっている。一方で、農畜産物の輸入自由化や安価な外国産材の輸入による市場価格の低迷などを受け、本町の農林業が全般的に厳しい経営環境にあるとともに、後継者や担い手不足に直面している現況にある。

交通基盤については、道央圏とオホーツク圏を結ぶJR石北本線が走るとともに、国道242号、333号が横断・縦貫し、高規格幹線道路「旭川紋別自動車道」（国道450号）や地域高規格道路「遠軽北見道路」も一部開通するなど、オホーツク圏の玄関口として交通の要衝となっている。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和35年の38,755人をピークに一貫して減少傾向にあり、令和2年には19,241人と、60年間で19,514人が減少し、減少率は50.4%となっている。

地域ごとでは、生田原地域は5,453人（77.5%）、遠軽地域は3,318人（17.3%）、丸瀬布地域は6,532人（84.3%）、白滝地域は4,495人（87.8%）の減少となっており、遠軽地域を除いた3地域の人口減少が著しい状況にある。

人口減少の主な要因としては、生田原、丸瀬布及び白滝地域では、基幹産業となる農林業を取り巻く情勢の急激な変化、高齢化と後継者や担い手不足などがあげられるが、最大の要因は、同地域内の産業全般における就業の場の不足に伴う若年層の町外流出によるものである。

遠軽地域にあつては、昭和60年まで人口は増加したものの、旧国鉄や旧電電公社の民営化といった社会的要因により一時は急激に減少し、現在も緩やかではあるが、減少傾向が続いている。

このため、旧生田原町、旧丸瀬布町及び旧白滝村では、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎対策事業が行われてきた。また、町村合併した平成17年10月からは遠軽町全域が過疎地域指定を受け、令和3年に過疎地域持続的発展特別措置法が施行されたのちも遠軽町内全域が過疎地域に指定されている。全町において各分野にわたる過疎対策事業が行われ、生活環境や産業基盤の整備、医療、福祉、教育等におけるハード・ソフト面での充実などを総合的かつ計画的に推進し、町民の生活環境の向上を図ってきたところである。

しかし、税収の落ち込みや地方交付税の削減などにより町財政が厳しさを増す中、いまだ整備されていない社会基盤が多く、かつ、高度経済成長期に整備した施設等の老朽化に伴う維持管理経費の増加も相まって、独自の取組が十分に進められない状況となっている。

今後は、町と町民が目的と情報を共有しながら、まちづくりに対する理解と参加意欲を高め、施策や事業を選択するなど、より一層の「協働」によるまちづくりが求められる。その際には、若年層や女性などにも積極的に参加してもらい、幅広い世代からの意見を聞くことが重要となる。

人口減少と少子高齢化が深刻な社会問題となる中、町と町民が一丸となって本町が持つ魅力と特色を生かしながら、不足する社会基盤整備や老朽化対策、経済・雇用対策、交流人口の拡大や少子高齢化対策などに集中して取り組んでいかなければならない。

地域別人口の推移（国勢調査）

（単位：人、戸）

区分	昭和35年		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
	人口	世帯						
生田原地域	7,035	1,403	5,851	4,886	4,142	3,848	3,606	3,243
遠軽地域	19,177	4,058	20,346	20,458	20,354	21,057	21,143	19,441
丸瀬布地域	7,746	1,608	6,611	5,045	3,922	3,424	2,976	2,510
白滝地域	4,797	956	4,108	2,941	2,367	2,099	1,719	1,541
合計	38,755	8,025	36,916	33,330	30,785	30,428	29,444	26,735

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
						人口	世帯
生田原地域	3,065	2,787	2,518	2,204	1,896	1,582	701
遠軽地域	18,860	18,503	17,994	17,446	16,816	15,859	7,221
丸瀬布地域	2,342	2,149	2,002	1,714	1,471	1,214	589
白滝地域	1,502	1,405	1,134	901	690	586	302
合計	25,769	24,844	23,648	22,265	20,873	19,241	8,813

区分	S35～R2増減率	
	人口	世帯
生田原地域	△77.5%	△50.0%
遠軽地域	△17.3%	77.9%
丸瀬布地域	△84.3%	△63.4%
白滝地域	△87.8%	△68.4%
合計	△50.4%	9.8%

ウ 社会経済的発展の方向

本町の産業構造は、全国的な傾向と同様に、農林業の衰退から第一次産業の就業人口比率が低下するとともに、第三次産業の就業人口比率が高まっている。

令和2年国勢調査における産業別就業人口割合では、第一次産業が7.4%、第二次産業が17.2%、第三次産業が75.0%となっており、昭和35年と比べて、第一次産業では38.4%減少したのに対し、第二次産業では0.8%、第三次産業では38.8%増加している。

しかしながら、本町は第一次産業である農林業と一次産品を製造・加工する製造業を基盤として、そのほかの第二次産業や第三次産業が成り立っていることから、これら基幹産業の振興が地域再生のために不可欠である。

経済的な立地特性としては、JR石北本線や高規格幹線道路「旭川紋別自動車道」（国道450号）等、道央圏とオホーツク圏とを結ぶ大動脈の中心に位置し、医療や教育面を中心として近隣の湧別町及び佐呂間町とは一つの生活圏を形成していることから、今後も圏域市町村との連携、交流を深める必要がある。

また、今後の持続的発展対策の推進に当たっては、北海道総合計画などとの整合性を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年の38,755人をピークに、その後、年々人口の流出が進み、昭和50年は30,785人、平成2年は26,735人、平成17年は23,648人、令和2年は19,241人と一貫して減少傾向にあり、昭和35年から令和2年の減少率は50.4%となっており、今後もさらに減少傾向が続くと予想される。

高齢者（65歳以上）比率は年々増加しており令和2年は37.6%であるが、遠軽町人口ビジョンにおける人口推計によると、令和12年には40.6%と推計しており、10人に4人が65歳以上の高齢者になるという現実が目前に迫っている。

一方で、若年者（0歳～14歳）比率は減少の一途をたどり、令和2年は10.4%であるが、令和12年には8.7%にまで減少すると推計している。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	38,755		36,916	△4.7	33,330	△9.7	30,785	△7.6	30,428	△1.2
0歳～14歳	13,360		10,843	△18.8	8,531	△21.3	7,690	△9.9	6,914	△10.1
15歳～64歳	23,674		24,109	1.8	22,556	△6.4	20,528	△9.0	20,563	0.2
うち15歳～29歳(a)	10,560		9,913	△6.1	8,284	△16.4	6,649	△19.7	6,140	△7.7
65歳以上(b)	1,721		1,964	14.1	2,243	14.2	2,566	14.4	2,951	15.0
若年者比率(a)／総数	27.2		26.9	-	24.9	-	21.6	-	20.2	-
高齢者比率(b)／総数	4.4		5.3	-	6.7	-	8.3	-	9.7	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	29,244	△3.9	26,735	△8.6	25,769	△3.6	24,844	△3.6	23,648	△4.8
0歳～14歳	6,110	△11.6	4,671	△23.6	3,922	△16.0	3,421	△12.8	3,075	△10.1
15歳～64歳	19,721	△4.1	17,888	△9.3	16,755	△6.3	15,436	△7.9	13,967	△9.5
うち15歳～29歳(a)	5,311	△13.5	4,611	△13.2	4,244	△8.0	3,732	△12.1	3,178	△14.8
65歳以上(b)	3,610	22.3	4,176	15.7	5,071	21.4	5,980	17.9	6,597	10.3
若年者比率(a)／総数	18.2	-	17.2	-	16.5	-	15.0	-	13.4	-
高齢者比率(b)／総数	12.3	-	15.6	-	19.7	-	24.1	-	27.9	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	22,265	△5.8	20,873	△6.3	19,241	△7.8
0歳～14歳	2,751	△10.5	2,413	△12.3	1,961	△18.7
15歳～64歳	12,560	△10.1	11,119	△11.5	9,521	△7.8
うち15歳～29歳(a)	2,615	△17.7	2,315	△11.5	1,995	△14.4
65歳以上(b)	6,949	5.3	7,341	5.7	7,230	△1.2
若年者比率(a)／総数	11.7	-	11.1	-	10.4	-
高齢者比率(b)／総数	31.2	-	35.2	-	37.6	-

(注) 総数には、年齢不詳を含むため、各区分の合計が100%にならない場合がある。

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	24,751	-	23,939	-	△3.3	22,508	-	△6.0
男	12,017	48.6	11,677	48.8	△2.8	10,902	48.4	△6.6
女	12,734	51.4	12,262	51.2	△3.7	11,606	51.6	△5.3

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	21,137	-	△6.1	19,348	-	△8.5	
男 (外国人住民除く)	10,243	48.4	△6.4	9,439	48.8	△7.5	
女 (外国人住民除く)	10,894	51.6	△6.1	9,909	51.2	△9.0	
参考	男 (外国人住民)	5	10.9	-	40	40.8	800
	女 (外国人住民)	41	89.1	-	58	59.2	141

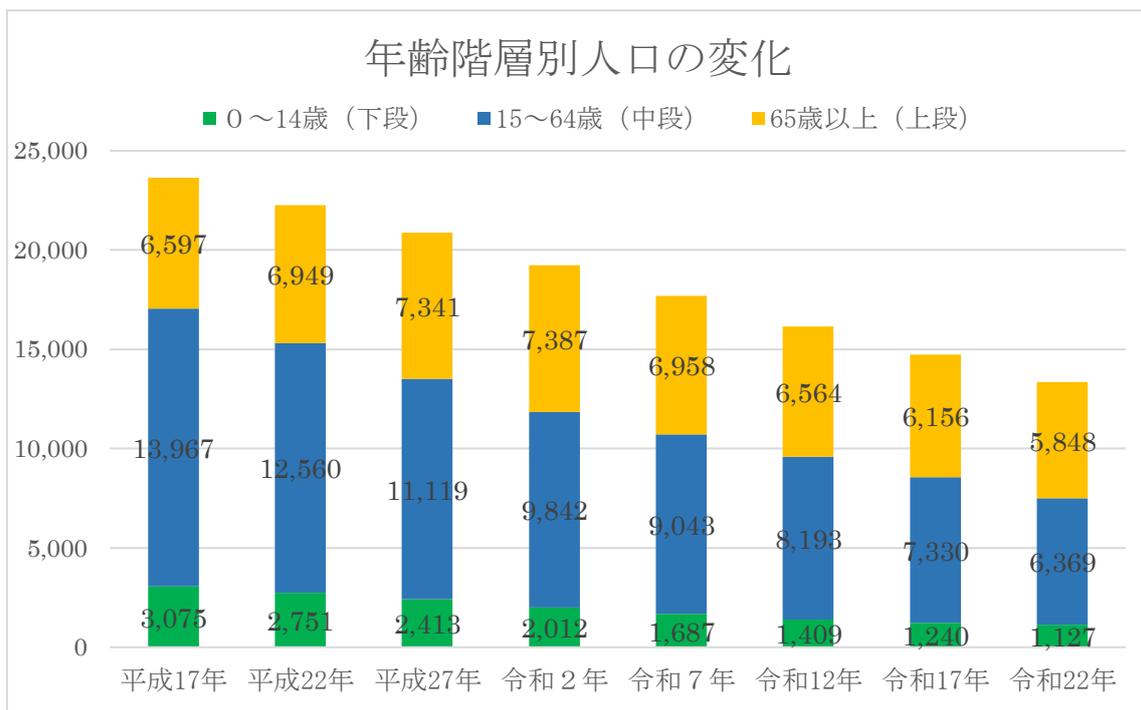
区分	令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	17,199	-	△11.1	
男 (外国人住民除く)	8,370	48.7	△11.3	
女 (外国人住民除く)	8,829	51.3	△10.9	
参考	男 (外国人住民)	67	39.2	-
	女 (外国人住民)	104	60.8	-

表 1-1 (3) 人口の見通し

(単位：人)

区分	実数値				推計値			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
0～14歳	3,075	2,751	2,413	2,012	1,687	1,409	1,240	1,127
15～64歳	13,967	12,560	11,119	9,842	9,043	8,193	7,330	6,369
65歳以上	6,597	6,949	7,341	7,387	6,958	6,564	6,156	5,848
総数	23,648	22,265	20,873	19,241	17,688	16,166	14,726	13,344

(注) 実数値の総数には、年齢不詳を含むため、各区分の合計が100%にならない場合がある。



イ 産業の推移と動向

第一次産業の就業人口は、昭和35年には8,018人、就業人口比率では45.8%と、全就業者の約半数を占めていたが、令和2年には663人、7.4%となり、昭和35年と比べて38.4%減少している。

一方、第二次産業及び第三次産業の就業人口比率については、それぞれ17.2%、75.0%と増加しており、産業構造が著しく変化している状況にある。

この要因としては、後継者や担い手不足、輸入品との価格競争による第一次産業の衰退、商業や各種サービス業などの伸展が挙げられるが、本町は第一次産業である農林業と、オホーツク海からも近いことから、海産物を含めた一次産品を製造・加工する製造業を基盤として、そのほかの第二次産業や第三次産業が成り立っていることから、これら基幹産業の振興が地域再生のために不可欠である。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,511		16,870	△3.7	15,952	△5.4	14,540	△8.9	14,815	1.9
第一次産業就業人口比率	45.8		36.3	-	28.6	-	22.5	-	18.6	-
第二次産業就業人口比率	18.0		19.8	-	21.5	-	23.8	-	26.0	-
第三次産業就業人口比率	36.2		43.9	-	49.9	-	53.7	-	55.4	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	14,057	△5.1	13,090	△6.9	12,992	△0.7	12,018	△7.5	10,926	△9.1
第一次産業就業人口比率	17.5	-	15.6	-	11.7	-	9.8	-	9.3	-
第二次産業就業人口比率	25.1	-	27.4	-	28.5	-	27.2	-	21.0	-
第三次産業就業人口比率	57.4	-	57.0	-	59.8	-	62.8	-	69.4	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,926	△9.2	9,676	△2.5	8,965	△7.4
第一次産業就業人口比率	8.8	-	8.0	-	7.4	-
第二次産業就業人口比率	18.9	-	18.8	-	17.2	-
第三次産業就業人口比率	70.9	-	72.3	-	75.0	-

(注) 総数には、分類不能を含むため、各区分の合計が100%にならない場合がある。

(3) 遠軽町の行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、大正8年4月に、現在と行政区域を同じくする「遠軽村」が、上湧別村から分村したことに始まり、昭和9年4月に町制を施行した。その一方で、大正14年には生田原村（昭和29年4月町制施行）が、昭和21年には丸瀬布村（昭和28年10月町制施行）と白滝村が分村し、それぞれの特色を生かして発展してきたが、平成17年10月1日にこれら4つの町村は新設合併し、新しい「遠軽町」が誕生した。

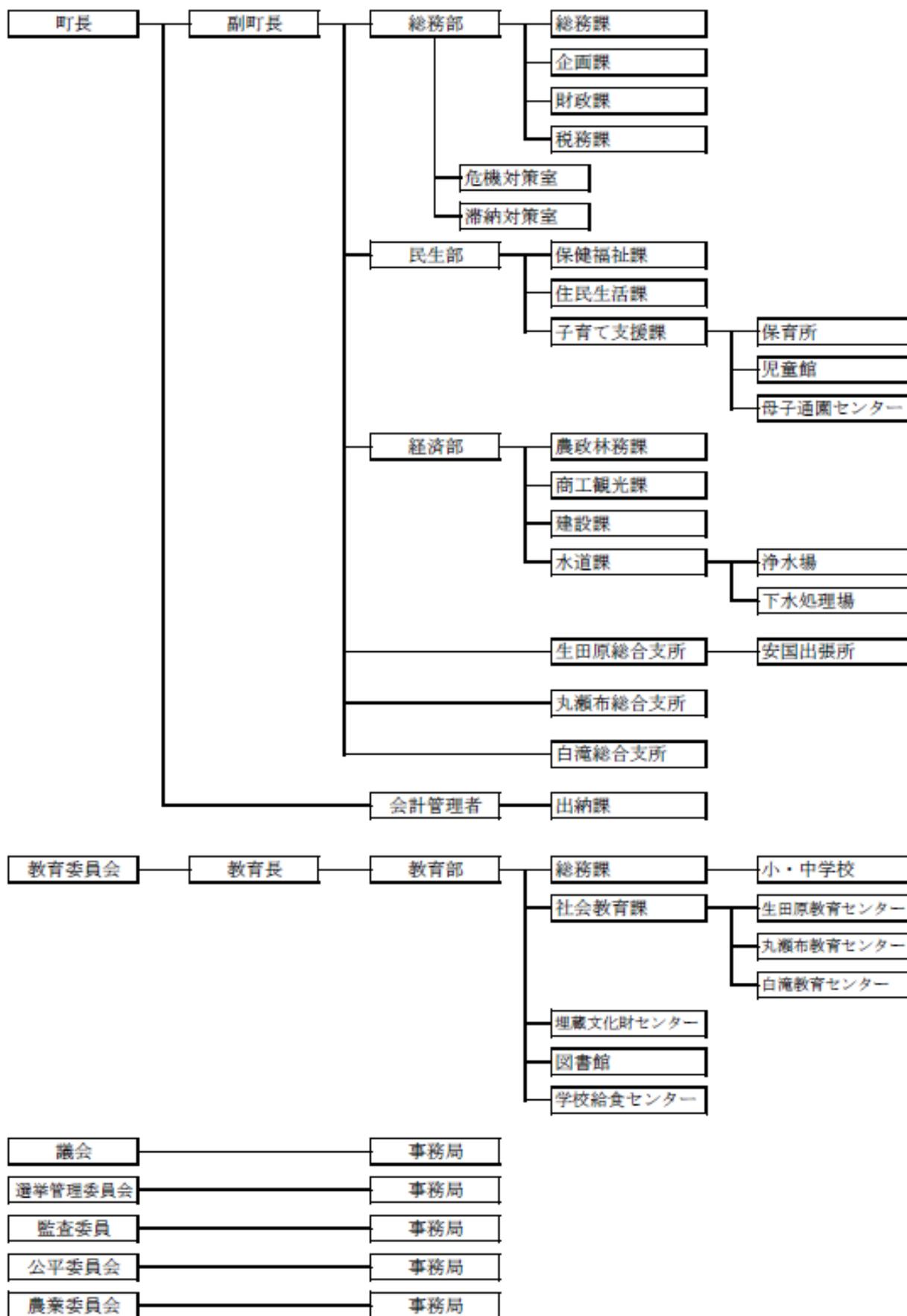
町の行政機構は、図-1のとおりであるが、町長部局に3部12課2室のほか、生田原、丸瀬布及び白滝地域に総合支所を設置している。また、教育委員会、議会など6つの行政機関等を設置している。

広域行政については、遠軽地区3町（遠軽町、湧別町、佐呂間町）により遠軽地区広域組合を組織し、消防・救急業務やし尿処理、資源ごみ処理を行っているほか、同地区内での総合開発事業を積極的に促進させるため遠軽地区総合開発期成会を設立し、国や北海道に対し要望活動などの取組を進めている。

地方分権の進展に伴い、国や都道府県から各種権限の委譲が進められ、地域の課題を自らの意志で解決していくことがこれまで以上に求められており、本町では「遠軽町まちづくり自治基本条例」を定め、町民参加による協働のまちづくりを進めている。

今後、地方分権がさらに進み町民のニーズが多様化することにより、町が担う事務の増加が見込まれるため、限られた人員や財源の使い方を見極めながら、多様なニーズに対応した質の高いサービスの提供が求められている。

図-1 遠軽町行政機構図（令和7年4月1日現在）



イ 財政の状況

本町の財政状況は、歳入総額では、町村合併後である平成17年度の189億643万円から令和6年度の181億5,931万円と約4%減少している。

地方債については、建設事業の減少などから、平成17年度の47億5,970万円から令和6年度の25億3,683万円と46.7%減少した。

地方債残高については、令和6年度末で279億3,739万円になっており、公債費負担比率は、平成17年度と比べ1.3%増加し、平成22年度と比べ6.0%、平成27年度と比べ5.6%増加している。

一方、歳出については、大型建設事業の実施による公債費の増加などにより、令和6年度の義務的経費は、平成17年度と比較すると5.2%減少しているものの、平成22年度と比較すると10.8%、平成27年度と比較すると13.9%増加しており、年々増加傾向にある。

投資的経費については、平成17年度の39億7,473万円から令和6年度の32億9,941万円と17.0%減少している。

今後も、持続可能な財政運営に努め、安定した財政基盤の確立を図る。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	18,906,431	14,343,330	15,929,403	18,877,299	18,159,313
一般財源	10,160,822	10,281,012	10,538,028	9,820,870	10,758,618
国庫支出金	887,216	1,101,281	1,058,717	3,852,640	1,014,641
道支出金	512,580	608,530	705,398	1,014,511	898,096
地方債	4,759,700	1,308,400	2,386,100	2,544,261	2,536,831
うち過疎対策事業債	175,300	184,300	1,166,500	1,066,300	1,179,600
その他	2,586,113	1,044,107	1,241,160	1,645,017	2,951,127
歳出総額 B	18,591,330	14,048,386	15,428,211	18,048,032	17,318,635
義務的経費	6,678,386	5,712,855	5,580,744	5,794,861	6,328,039
投資的経費	3,974,734	2,291,204	2,995,421	3,332,418	3,299,413
うち普通建設事業費	3,974,261	2,278,810	2,962,676	3,332,213	3,299,413
その他	7,938,210	6,044,327	6,852,046	5,833,479	5,217,896
過疎対策事業費	3,776,480	1,502,289	3,652,439	3,087,274	2,473,287
歳入歳出差引額 C (A-B)	315,101	294,944	501,192	829,267	840,678
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,795	33,404	79,880	12,564	16,206
実質収支 C-D	311,306	261,540	421,312	816,703	824,472
財政力指数	0.25	0.27	0.26	0.27	0.26
公債費負担比率	22.8	18.1	18.5	19.9	24.1
実質公債費比率	-	16.3	9.9	9.7	12.0
起債制限比率	14.3	-	-	-	-
経常収支比率	92.3	79.5	84.5	92.0	89.7
将来負担比率	-	94.6	8.4	17.8	33.8
地方債現在高	25,889,924	21,141,086	19,784,913	24,290,961	27,937,394

ウ 施設整備水準等の現況と動向

平成17年10月1日に4町村の合併によって誕生した本町は、香川県の面積の約7割に相当する1,332.45㎢もの広大な面積を有し、旧町村それぞれの市街地を中心として、教育や福祉、文化、体育等の各公共施設が整備されている。

公共施設の状況を見ると、道路関係では、町道実延長635.5kmのうち、改良率が54.3%、舗装率が42.3%となっており今後も整備が必要であるとともに、これまでに整備した道路の修繕や道路構造物等の長寿命化対策も必要となっている。

学校施設は、小学校8校、中学校7校で、校舎については、一部で老朽化が進んでおり、大規模な改修や設備の更新が必要となっている。

社会教育施設については、人工芝球技場、温水プール、図書館、公民館、各種スポーツ施設等が整備されているが、老朽化が進んでいるものもある。

水道については、遠軽、生田原、安国、丸瀬布、白滝及び瀬戸瀬地域では上水道により、社名淵地域、丸瀬布上武利では飲料水供給施設により、それぞれ良質な飲料水を供給している。全体の普及率は令和6年度末で96.1%となっており、今後は老朽化した浄水場、管路等施設の整備を計画的に進めなければならない。

下水道については、遠軽、丸瀬布及び白滝地域の一部で公共下水道を整備しているほか、遠軽、生田原、丸瀬布及び白滝地域の公共下水道区域外では個別排水処理施設の整備も行っている。今後は、公共下水道区域内の未普及解消及び老朽化した施設の改築を進めなければならない。

社会福祉施設については、公設民営によるデイサービスセンターや在宅介護支援センター、高齢者共同生活支援施設等が整備されているほか、民間による特養・養護老人ホーム、介護老人保健施設等が整備されている。

その一方で、高齢化の進展に伴い、高齢者福祉施設の整備や老朽化改修等のハード面での整備と、通所など在宅福祉サービスによるソフト面の充実が求められている。

児童福祉施設については、公設による保育所やへき地保育所、児童館が整備されているほか、民間による認定こども園も整備されている。また、令和5年12月には屋内遊戯施設キッズメトロがオープンし、町内外の子どもたちに人気を博している。その一方で、老朽化が進む施設も見られることから、将来的な児童数の推移を念頭に入れた計画的な施設整備と、女性の労働環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した、子育てサービスの充実が課題となっている。

医療施設については、二次医療圏のセンター病院である遠軽厚生病院を中心として、公設の医科診療所、民間の病院や診療所（医院）があるほか、民間の歯科診療所（医院）がある。

その一方で、遠軽厚生病院における脳神経外科や産婦人科等、特定の診療科目における医師不足が深刻な問題であることから、その確保が喫緊の課題となっている。

なお、これらの施設は老朽化が進んでいるものもあることから、将来的な人口減少や少子高齢化の進展も見据え施設の統廃合や建替え、大規模改修及び修繕等を計画的に進めていかなくてはならない。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	-	21.6	36.0	47.2	52.1
舗装率 (%)	-	10.1	25.2	36.7	40.3
農道					
延長 (m)	-	-	-	-	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	0.4	0.2	0.2	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	-	67,481
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	1.6	2.3	2.3	-
水道普及率 (%)	-	71.8	85.5	90.1	96.8
水洗化率 (%)	-	-	15.9	39.7	84.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	5.1	33.1	34.3	29.5

区分	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道		
改良率 (%)	53.7	54.3
舗装率 (%)	41.7	42.3
農道		
延長 (m)	0	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-
林道		
延長 (m)	68,451	68,451
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	-
水道普及率 (%)	95.5	96.1
水洗化率 (%)	92.9	96.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	26.9	28.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備は進んだが、人口減少と少子高齢化の進行は続いており、産業の低迷や地域活動の停滞等に適切に対処しなければ、町の活力がますます衰退してしまう危機にさらされている。これに加えて、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が進んでいることから、今後、新たな建て替えや長寿命化対策、廃止検討等を、将来的な財政状況も踏まえ、総合的かつ計画的に取り組まなくてはならない。

こうした中、本町では、町民との協働によりまちづくりの総合的な指針となる第3次遠軽町総合計画を策定し、この考え方に基づいたまちづくりを進めており、まちの将来像である「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」を実現するため、6つの基本方針を定め、各種取組を行う。

第一に「人と自然が調和したまちづくり」では、自然への「思いやり」と感謝の心を育み、過去から未来、先人から子どもへと、人と自然が調和したまちづくりを進める。また、町民の日常生活や経済活動を支える道路、交通、情報網などについても、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう基盤づくりを進める。

第二に「キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり」では、日常生活における環境のキレイさなどを常に保ち、住みごごちの良さを充実していくことで、キレイな暮らしの場としての機能をさらに向上させていく。また、町民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実、各種災害、犯罪等のさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進める。

第三に「創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり」では、事業者や農林業者自らの努力と創意工夫はもとより、産業に関わる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら地域経済の活性化や雇用創出を図り、後世につながる産業づくりを進める。

第四に「誰もが安心して未来へつながるまちづくり」では、日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービスを確保し、地域のつながりや支援体制を強化するなど、生き生きと健やかに暮らすことができるまちづくりを進める。

第五に「文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり」では、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、主体的に学習や文化・スポーツ活動に取り組むことができる環境を整え、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、多彩な文化が輝くまちづくりを進める。

第六に「みんなで拓く未来のまちづくり」では、未来を見据えたまちづくりを進めるため、さまざまな媒体や機会を通じて情報の共有や対話の機会を充実させ、協働のまちづくりを目指す。また行財政運営では、行政改革の取組やPDCAサイクルに基づいた事業の管理により健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営を目指す。

これらの取組に際しては、北海道が定める北海道総合計画との整合性や、本町が定める各個別計画との整合性にも配慮した上で計画的に進めるとともに、社会情勢の急激な変化等にも対応できるようにする必要がある。

人口減少と若年層の都市部への流出が続く中、観光や合宿誘致等による交流人口の増加、お試し暮らし住宅や地域おこし協力隊等の移住定住対策、インターネットによる地域情報の発信等により、都市部との交流を一層進めなくてはならない。

なお、まちづくりの基本方針を定めるに当たっては、遠軽町まちづくり町民参加条例に基づいた町民参加手続を経るものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町では、急速に進行する人口減少問題と地域経済の縮小を克服し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」の創生を図るため、平成 27 年 12 月に「“縁（えん）があるまち” 遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、遠軽町人口ビジョンに掲げる令和 22 年の総人口約 15,000 人を維持することを将来展望に掲げ、人口減少の抑制に向けた対策を進めてきた。

しかし、令和 6 年 3 月には 18,000 人を下回り、依然として減少が進んでいることから、令和 7 年 3 月に人口ビジョンを改訂し、令和 32 年の総人口約 13,000 人を維持することを将来展望に掲げるとともに、令和 7 年 3 月に策定した第 3 期“縁（えん）があるまち” 遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に 5 つの基本目標を設定し、将来展望に向けた施策や事業を展開する。

第一に「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、人口の自然減を抑制するためには、出生率の向上が必要であることから、結婚や出産が個人の意思であることを尊重しながら、結婚から妊娠・出産、子育てに至る切れ目ない対策により、安心して子どもを産み育てたいと思う人たちの希望をかなえ、出産、育児と仕事を両立できる環境づくりを進める。

第二に「住み続けたいと思うまちをつくる」では、町民が安心して暮らすためには、日常生活における快適性や利便性など、そこに住み続けたいと思える環境づくりが大切であることから、身近な場所で安心して受けることのできる医療や保健、福祉サービスをはじめ、教育環境の充実、地域交通の確保など、さまざまな分野におけるサービス機能の向上を図るとともに、地域活動を活性化させるため、コミュニティ活動を積極的に推進する。

第三に「地域資源を生かし安定した雇用を創出する」では、本町の基幹産業の中核として位置付けられる農業や、本町の面積の約 9 割を占める森林資源を活用した第 1 次産業をベースに、担い手の育成や新規就農者等の育成・確保を図り、安定した経営の確立を図るとともに、加工業者や販売業者などと連携した 6 次産業化により、付加価値を高めた商品を販売し、将来にわたって持続可能な農業や林業を目指す。

また、豊富に農産物が生産される地域特性を生かし、首都圏からの企業誘致を促進し、高校や大学を卒業した若者を含め町内に就職を希望する人が働ける場所を確保するとともに、就職に有利な作業資格取得に係る支援等により、雇用機会の拡充に努める。

第四に「遠軽町に人を呼び込み、呼び戻す」では、U I J ターンなどの移住・定住促進、「郷土を愛する心」を育む教育の推進により、将来の U ターン意識の醸成を図るほか、冷涼な気候を活用したスポーツ合宿や各種大会等の誘致とともに、ジオパークをはじめとした地域に眠る多様な資源を活用した取組や、本町で盛んな吹奏楽などの文化活動を通して、交流人口の拡大を図る。

第五に「多様な連携により地域をつくる」では、人口減少下において、持続可能な地域づくりを進めるためには、産業政策や医療・福祉などの行政サービスが継続的に提供され、就業の場や生活環境が確保されることが必要なことから、相互補完と役割分担によって地域の課題解決に取り組み、地区内住民の生活文化の安定向上を図る。

目標指標	数値目標	目標年度
社会増減	▲10 人	令和 12 年度

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、事業毎年度に事業の達成状況調査を実施するとともに、総合戦略などの進捗管理により評価した結果を公表する。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備は進んだが、人口減少と少子高齢化の進行は続いており、今後、公共施設等の利用需要が変化することが予測される。加えて、高度経済成長期に整備してきた公共施設等の老朽化も進んでおり、今後、新たな建て替えや長寿命化対策、廃止検討等を、将来的な財政状況も踏まえ、総合的かつ計画的に取り組まなくてはならない。

こうした中、本町では、遠軽町公共施設等総合管理計画を策定し、施設の更新に係る基本方針を次のとおり定め、町内全体の公共施設等の管理を総合的に進めることとしている。

公共施設（建築物）については、

- ・保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え縮減する。
- ・新規の施設整備事業については施設の複合化・集約化を基本とする。
- ・建設から30年を超えるもので活用が見込まれない場合は、廃止を基本とする。
- ・廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、取り壊しを基本とする。
- ・長寿命化を図り資産の有効活用に努める。
- ・各分野において既に策定している各計画を基本とし、遠軽町公共施設等総合管理計画との整合性を図り必要に応じて見直す。

インフラ施設については、

- ・道路橋りょう等のインフラ施設においても、既に策定している各計画を基本とし、遠軽町公共施設等総合管理計画との整合性を図り必要に応じて見直す。
- ・上水道、下水道については、地方公営企業という独自性を有し、独立採算を原則としていることから、経済状況や社会情勢に応じ、既に策定している各計画を基本とし、遠軽町公共施設等総合管理計画との整合性を図り必要に応じて見直す。

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画で定める施設更新に係る基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町では、人口減少が続く一方で、一層、少子高齢化が進行することが見込まれ、さらに一貫して転出超過が続いている。しかし、本州や道南、道央に比べ、夏は涼しく過ごしやすい地域の特色を生かし、東京圏からのU I Jターンによる新規就業を促進するため、北海道と協働によるU I Jターン新規就業支援事業に取り組むとともに、町内就業者やテレワークを行いながら生活を一定期間体験する者向けのお試し暮らし住宅や、地域社会と連携した教育やジオパークを生かした教育などを通じて、「郷土を愛する心」を持ったふるさとを支える人づくりを進め、将来のUターン意識を醸成し、移住・定住の促進を図る必要がある。

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっていることを受け、地域おこし協力隊等による町外からの人材の積極的な受け入れを行うとともに、遠軽高校へ通う生徒の下宿費及び通学費の助成などを通じて、更なる外部人材の移住・定住に努め、人口の社会増を図ることが求められる。

イ 地域間交流

本町では、4つの地域それぞれの歴史や特徴を生かして、地域間交流や国際交流に取り組んできた。

ジオパークや令和5年に国宝に指定された「北海道白滝遺跡群出土品」などの地域資源や既存観光施設の活用、スポーツ合宿・各種大会、音楽公演などにより交流人口の拡大を図るとともに、アウトドアツーリズムやヘルスツーリズムなど、新たな観光資源の開発と掘り起こしを行い、本町の魅力を効果的に発信し、魅力ある観光地づくりを進めることが求められる。

令和元年にオープンした道の駅「遠軽森のオホーツク」では、スキー場全体を活用した新たなアクティビティの導入や四季折々の体験プログラムの開発などにより、観光客がより長く滞在できる空間を創出するとともに、町内への流入につながるよう、情報発信等の強化に取り組まなければならない。

平成29年にオープンした人工芝の「えんがる球技場」を核として、スポーツ大会・合宿の受け入れ態勢をより一層充実させるとともに、令和4年にオープンした「芸術文化交流プラザ」を拠点として、本町で盛んな吹奏楽を中心とした芸術・文化による交流人口の拡大に努めることが重要である。

本町の冷涼な気候や豊かな自然環境、地域の特色ある歴史・文化等を生かした中・長期型の交流人口の拡大を図るため、受け入れ環境を整備することも必要である。

加えて、地域との関わりのとらえ方が多様化しており、地域と多様に関わる外部の人である関係人口に着目し、地域に思いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組むことが求められる。

ウ 人材の育成

核家族化や少子化の進行、国際化や情報化の急速な発展など、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、非行やいじめ、ひきこもりなどが社会問題になっている。青少年の育成は、家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携を深めることが重要であることから、青少年教育活動を進める中で、さまざまな学習・体験活動などを通じて、「生きる力」と「郷

土を愛する心」を持ったふるさとを支える人づくりを進めていくことが必要となっている。

遠軽高校へ下宿や公共交通機関により通学する生徒の通学費を助成するなど、遠軽高校の定員の間口確保を図ることで、学力及び部活動での成績向上が期待されるとともに、郷土愛心を持った遠軽を支える人づくりを進めていく必要がある。

より良い人づくりを推進していくためには、良い指導者が必要不可欠であり、各少年団やサークル活動などが活発に行われている中、少子化や社会教育活動の多様化、高齢化により活動の衰退が懸念されている。また、指導者の高齢化も問題となっており、新たな指導者の育成のため、人材の発掘や研修機会の創出に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 移住者に係る各種助成金、都市部における町内企業のPRイベント開催等により、本町への移住、定住及び就業の促進を図る。
- ② お試し暮らし住宅の機能充実を図り、効果的運用と利用促進を図る。
- ③ 地域おこし協力隊による町外からの人材の積極的な受け入れを行い、外部人材の移住・定住に努める。

イ 地域間交流

- ① 地域間交流・国際交流に対応しうる人材の育成を図る。
- ② 姉妹都市や友好都市との交流の推進を図る。
- ③ 各種大会を誘致し、流入人口の増加及び地域の活性化を図る。
- ④ 冷涼な気候や豊かな自然環境を生かした合宿誘致を推進し、合宿施設の整備を図る。
- ⑤ スキー場全体を活用した新たなアクティビティの導入や四季折々の体験プログラムの開発などにより、観光客がより長く滞在できる空間を創出するとともに、町内への流入につながるよう、情報発信等の強化に取り組まなければならない。

ウ 人材の育成

- ① 「生きる力」と「郷土を愛する心」を持ったふるさとを支える人づくりを進める。
- ② 各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充を図る。
- ③ 指導者や各団体の活動の支援に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業 各種移住・定住に係る施策を実施する。 スローライフ等応援事業 お試し暮らし体験住宅運営事業 【事業の必要性】 町への移住定住及び就業を促進するため必要である。 【事業の効果】 町に人を呼びこみ、呼び戻す効果があり、また、交流人口の拡大が図られる。	町	
	地域間交流	各種大会誘致事業 町内で各種大会や研修会等を実施する団体に支援する。 【事業の必要性】 各種大会を誘致することで、芸術・文化・各種スポーツ競技における交流人口の拡大を図るため必要である。 【事業の効果】 将来的なU I J ターンの意識の醸成が図られるとともに、交流人口の拡大が期待される。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	人材育成事業 地域の人材育成に係る施策を実施する。 遠軽高等学校通学者等助成事業 大型免許等資格取得支援事業 【事業の必要性】 地域の若年層の人材確保及び就業機会の拡大を図るため必要である。 【事業の効果】 遠軽高校の定員の間口確保を図ることで、学力及び部活動での成績向上が期待されるとともに、郷土愛心を持った遠軽を支える人づくりを進められる。 また、大型自動車運転免許等の資格取得を促すことで、地域に就職する若年層の人材育成及び確保につながるとともに、一次産業等の人材不足を解消し、遠軽を支える人づくりを進められる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町は、豊かな森林資源と農耕に適した環境を背景に、第一次産業である農林業と、オホーツク海からも近いことから、海産物を含めた一次産品を製造・加工する製造業を基盤として成り立っているが、道路や鉄道等の交通の要衝として発展してきた歴史もあり、医療や福祉、小売業をはじめとした第三次産業の割合が高い。

その一方、第一次産業の低迷、人口減少や若年層の都市部への流出、後継者不足による廃業や老舗の閉店等により、町内産業全般で活気が失われつつあることから、各種の産業振興策やプレミアム商品券の販売といった消費喚起策を講じるものの、中長期的な振興には結びついていない現状がある。

このため、各種産業の活性化や雇用の確保については、1自治体だけの取組では効果に限界があることから、国、北海道の施策との連携や近隣市町村との広域的な協力のもとに進めるとともに、地域の特色ある発展を促すため、官民一丸となって創意工夫に取り組まなければならない。

表 2-1 (1) 産業別人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
昭和35年	17,511 (100.0)	8,018 (45.8)	3,145 (18.0)	6,346 (36.2)	2
昭和40年	16,870 (100.0)	6,120 (36.3)	3,341 (19.8)	7,409 (43.9)	0
昭和45年	15,952 (100.0)	4,556 (28.6)	3,429 (21.5)	7,964 (49.9)	3
昭和50年	14,540 (100.0)	3,278 (22.5)	3,455 (23.8)	7,802 (53.7)	5
昭和55年	14,815 (100.0)	2,749 (18.6)	3,857 (26.0)	8,209 (55.4)	0
昭和60年	14,057 (100.0)	2,455 (17.5)	3,523 (25.1)	8,077 (57.4)	2
平成2年	13,090 (100.0)	2,040 (15.6)	3,587 (27.4)	7,462 (57.0)	1
平成7年	12,992 (100.0)	1,518 (11.7)	3,699 (28.5)	7,772 (59.8)	3
平成12年	12,018 (100.0)	1,178 (9.8)	3,266 (27.2)	7,543 (62.8)	31
平成17年	10,926 (100.0)	1,021 (9.3)	2,289 (21.0)	7,588 (69.4)	28
平成22年	9,926 (100.0)	871 (8.8)	1,873 (18.9)	7,037 (70.9)	145
平成27年	9,676 (100.0)	778 (8.0)	1,820 (18.8)	7,000 (72.3)	78
令和2年	8,965 (100.0)	663 (7.4)	1,546 (17.2)	6,727 (75.0)	29
減 少 率	35～40	3.7	23.7	△6.2	△16.8
	40～45	5.4	25.6	△2.6	△7.5
	45～50	8.9	28.1	△0.8	2.0
	50～55	△1.9	16.1	△11.6	△5.2
	55～60	5.1	10.7	8.7	1.6
	60～2	6.9	16.9	△1.8	7.6
	2～7	0.7	25.6	△3.1	△4.2
	7～12	7.5	22.4	11.7	2.9
	12～17	9.1	13.3	29.9	△0.6
	17～22	9.2	14.7	18.2	7.3
	22～27	2.5	10.7	2.8	0.5
	27～2	7.4	14.8	15.1	3.9
	35～2	48.8	91.7	50.8	△6.0

ア 農業

本町の農業は、高齢化や後継者不足による農家人口の減少をはじめ、農畜産物の輸入自由化や、生産資材・飼料価格の高止まり、生産価格の低迷など厳しい状況下に置かれているが、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、農作物や自給飼料等の生産性向上のための土地基盤整備を推進しながら、今後とも農業の安定的な発展を図る必要がある。

地域特性を生かした作物の導入、意欲と能力のある農業者の育成、生産性が高く環境に配慮した低コストで高品質な農畜産物の生産、食生活の変化に対応した加工・流通・販売や6次化の推進、農業農村の適切な保安全管理による活力とうるおいのある農村社会を確立する必要がある。

畑作については、高齢化に伴い遊休農地の発生が予想されることから、甜菜における直播等労働力の省力化やICT等の先進技術を活用したスマート農業の推進に努めながら、経営の安定化や省力化を図る必要がある。

また、食の安全や環境との調和については、緑肥作物の導入や有機物を活用するなど、土づくりの推進や有機・低農薬作物の栽培、高品質種、新品種の導入、大豆等の作付けによる輪作体系の確立、畑作と畜産との連携などを進め、安全で良質な農畜産物の生産や農業経営の近代化を徹底しなければならない。

酪農経営については、自給飼料の確保、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進のため、必要な飼料生産基盤の確保を基本に、慢性的な労働力不足を解決するため、哺育育成部門の外部化やコントラクターの活用、ロボット技術等の導入によるスマート農業への取組による労働時間の短縮を推進するほか、生産・経営管理技術の高度化による乳量・乳質の向上を図ることが必要である。

肉用牛経営については、粗飼料の自給による生産コストの低減、耕種・酪農との複合化など地域農業との連携に努め、安定的な規模拡大を図りつつ、経営実態に応じた多様な経営の展開を推進し、肉専用種を中心とした肉牛生産の安定化を図る必要がある。

農家人口・戸数の推移は、次表のとおりであるが、農業経営者の高齢化や後継者不足などの大きな問題を抱え、減少傾向に歯止めがかかっていないのが現状であり、今後も、高齢化や後継者問題等で減少することが予測されることから、優れた担い手を育成・確保していくことが必要である。

また、鳥獣による農作物や自給飼料等への被害は年々増加傾向にあるため、被害の減少に向けた取組を実施していかなければならない。

表2-1(2) 農家人口・戸数の推移(世界農林業センサス)

(単位：人、戸)

区分	昭和 45年	昭和 55年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
農家人口	3,698	2,024	1,462	1,082	839	544	434	316	180
農家戸数	1,298	753	576	436	330	259	219	178	115
専門農家	454	310	275	219	169	137	109	82	55

イ 林業

本町の林業は、木材価格の長期低迷や生産コストの上昇などにより、その経営状況は、厳しさを増している。また、林業労働者の減少や高齢化、森林所有者の経営意欲の低減等により、管理の行き届かない森林の増加も懸念されている。

一方で、森林の公益的機能への期待は高まっており、計画的な維持・管理が必要である。

町有林については、町の森林経営計画に基づき、間伐等の整備を適切に実施し、優良材の生産など、木材の安定供給を目指すほか、水源のかん養等、森林の公益的機能の高度発揮を図る必要がある。

民有林（私有林）については、造林の推進や除間伐を積極的に進めるため、森林所有者の経営安定化や森林施業への支援に取り組む必要がある。

森林の公益的機能の充実については、水源のかん養や生活環境の保全、保健休養の場としての機能強化に取り組むとともに、本町の森林は国有林が大半を占めることから国有林と民有林を連携して、湧別川流域を一体的に管理する山づくりが必要である。

また、木材産業の振興を図るためには、木材需給構造や製品需要化の変化等に対応して、近代化設備の導入、木材高次加工体制の整備、新製品の開発、市場の開拓などを促進しなければならない。特に、人工林の主力であるカラマツ材やトドマツ材の用途開発と需要拡大が課題である。

近年、森林が二酸化炭素の吸収源や生物多様性の保全等の面からも注目されていることから、これらに配慮した森林施業を行う必要がある。また、木質バイオマス等、森林のエネルギー資源としての活用についても検討が必要である。

ウ 地場産業

本町は、豊かな自然資源を有し、オホーツク海からも近いことによる地の利を生かし、一次産品を製造・加工する製造業が地場産業の中心となり、このうち、食料品製造業については、地場の農畜産物の加工のほか、オホーツク海の高産物の加工が盛んである。

一方、木材・木製品製造業については、木材価格の長期低迷や木材需要の低迷、生産コストの上昇等を受け、大変厳しい状況に立たされているものの、木質チップやペレット製造といった木質バイオマスへの活用などの取組も図っている。

今後は、「道の駅」をはじめとした観光施設を活用しながら地場産品のPRや販売を充実させ、地場産業を振興する一層の取組が求められる。

エ 企業誘致

豊かな自然資源を有し、オホーツク海からも近いことによる地の利と、過疎地域持続的発展特別措置法に基づく税制特例措置等により、本町ではこれまで、木材や食料品製造業を中心に企業誘致において一定の成果を上げてきたものの、近年は国内企業のアジア諸国への進出が顕著であり、かつ主要な消費地となる首都圏から離れていることから、本町への企業誘致も厳しさを増している。

その一方で、新型コロナウイルス感染症を機に道内への移転を検討する企業が増えていることから、今後は、災害発生リスクの少なさや高速交通網の整備等の優位性を生かした企業誘致を進める必要がある。

オ 商業

大型店や郊外店の進出、テクノロジーの進化に伴う通信販売など購買力は町外に流出しており、古くからの商店は、閉店を余儀なくされるなど、非常に厳しい経営を強いられている。そのため、中心市街地や各地域では、空き店舗が増加しており、まちの顔ともいべき商店街の活力が低下している。

今後は、購買だけではなく、町民のコミュニティ活動の場としての魅力ある商店街づくりを進めながら、商業者の育成・支援や市街地の整備など、商業環境の形成に努めなければならない。

カ 観光又はレクリエーション

本町には、4か所の温泉施設があるほか、花観光の拠点である「太陽の丘えんがる公園」、体験型観光の拠点である「丸瀬布森林公園いこいの森」や「木のおもちゃワールド館 ちゃちゃワールド」、各種アクティビティや食、情報発信の拠点である「道の駅遠軽森のオホーツク」、道路利用者等の休憩施設である「道の駅」などの多くの観光施設を有しており、点ではなく線で周遊できる観光ゾーンとなっている。

令和5年6月に国宝に指定された「北海道白滝遺跡群出土品」や北海道遺産に選定されている「森林鉄道蒸気機関車・雨宮21号」についても、教育、観光資源として活用しているほか、日本最大級の黒曜石溶岩をはじめとする地質遺産や自然環境を保全し、「白滝ジオパーク」として観光や教育へ活用する取組を進めている。

また、道央圏とオホーツク圏を結ぶ高規格幹線道路「旭川紋別自動車道」（国道450号）などの交通網も整備されてきており、観光面での効果も期待されている。

このため、個人の着地型観光が主流となりつつある中、地域の特性を生かした観光資源の有効活用を進めるとともに、オホーツク圏の玄関口に位置している地理的条件を活用し、町内外でのネットワークを強めて、交流観光の推進を図る必要がある。

観光産業については、関連産業への波及効果が大きく、地域経済や地域社会の活性化に大きな役割を果たしており、観光資源の価値を高めることが不可欠である。

(2) その対策

ア 農業

- ① 安定的な農作物の生産を確保するため、土地基盤の整備を促進する。
- ② 畑作の振興を図るため、ICT技術を活用したスマート農業の導入や高収益作物の奨励、輪作体系の確立を促進する。
- ③ 酪農の振興を図るとともに、肉用牛の経営安定を促進する。
- ④ 畜産における自給飼料の生産性向上を図るため、畜産担い手育成総合整備事業の活用を促進する。
- ⑤ 酪農における飼養管理の省力化等を図るため、畜産クラスター事業等を活用した家畜飼養施設の整備、先進機械等の導入、ロボット技術等を活用したスマート農業の導入を促進する。
- ⑥ 家畜ふん尿の有効活用により、地域の自然環境と調和した農業農村づくりを進める。
- ⑦ 農業の担い手不足を解消するため、新規参入や後継者対策に取り組むなど、農業担い手の育成を積極的に進める。
- ⑧ 農業経営のゆとり創出に向け、酪農ヘルパー制度の積極的な活用を促進する。
- ⑨ 農業の6次化を促進するため、グリーンツーリズムや地域ブランドによる農業収益を向上させる取組を推進する。
- ⑩ 負債農家に対する利子補給制度の活用を進め、経営健全化を促す。
- ⑪ 農業・農村地域の適切な保全管理を推進する。
- ⑫ 鳥獣による農作物や自給飼料等の被害防止対策に取り組む。

イ 林業

- ① 林業の振興を図るため、造林・間伐等の森林整備を推進するほか、森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入を促進する。併せて、林業後継者、担い手の育成を積極的に進める。
- ② 森林所有者等による森林業を計画的に推進し、経営安定化に向けた支援を推進する。
- ③ 町有林森林経営計画に基づき、造林・保育等の事業を推進するほか、民有林（私有林）の造林事業等についても助長する。
- ④ 網走西部における流域管理システムの推進を図る。
- ⑤ 森林の公益的機能の高度発揮と木材資源の循環のための造林を推進するため、人工造林に対する森林整備の負担軽減のための施策を推進する。

ウ 地場産業

- ① 農畜産物加工施設の有効利用を促進するとともに、地場資源を有効に活用し、付加価値を高めた地場特産品の研究開発を進める。
- ② 「道の駅」の特性を生かし、観光施設としての機能充実を図る。
- ③ 地場資源活用型企業の育成を図る。
- ④ 新産業分野の進出に対する支援を推進する。
- ⑤ 職業訓練の実施や技術習得の支援により企業が求める人材の安定した確保を図る。

エ 企業誘致

- ① 新規企業立地の誘導を進め、雇用の活力源となる環境づくりを促進する。
- ② 町の特性や優位性に関する情報の積極的発信により企業誘致を促進する。
- ③ 工場等への新設等に対する支援を行うことで、新規企業の立地を促進する。

オ 商業

- ① 経営規模の合理化や商品管理の充実、販売体制の近代化を推進し、購買力の町外流出を防ぐとともに、地元消費の拡大を進める。
- ② 経営の安定と振興を図るため、融資制度の効果的な活用を促進する。
- ③ 商工業団体の育成強化を図る。
- ④ 商工会議所と商工会が行う指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業を支援する。
- ⑤ 商店街活性化事業の実施などにより、中心市街地活性化対策を推進する。

カ 観光又はレクリエーション

- ① 観光施設の設備の適切な更新を行い、施設の充実に努める。
- ② 道の駅遠軽森のオホーツクや太陽の丘えんがる公園など、自然や特性を生かした観光資源の整備と有効活用に努める。
- ③ 民間ホテルといこいの森周辺施設の連携を強め、相乗効果を図るとともに、体験・教育・休養分野を複合的に充実させ、通年観光の推進を図る。
- ④ キャンプ場の充実など、滞在型観光を推進する。
- ⑤ アウトドアツーリズムやアドベンチャートラベルなど、新たな価値を掘り起こし、磨き上げを行い魅力ある観光地づくりを図る。
- ⑥ 観光施設への交通アクセスを向上させるため、案内看板やアクセス道路などの整備を図る。
- ⑦ 体験型観光を支える人材を育成する。
- ⑧ 広域連携による観光ルートの実現とインストラクターやプログラムコーディネーターを育成する。
- ⑨ 各種イベントを実施する。
- ⑩ ジオパーク拠点施設や見学体験環境の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地農村基盤整備事業 区画整理 A=170.3ha	北海道	
		農業競争力強化農地整備事業（畜産担い 手総合整備型（再編整備事業）） 草地造成改良 A=1.3ha 草地整備改良 A=240ha	公益財団 法人	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営かんがい排水事業 取水施設・管路等の改修、制水弁等の 老朽化対策	国	
	(5) 企業誘致	旧ふるさと公園施設整備事業 貸事務所・貸工場整備	町	
	(9) 観光又はレクリエ ーション	ロックバレースキー場周辺整備事業 スキー場設備更新、圧雪機	町	
		都市公園ストック再編事業 実施設計、公園整備、施設撤去	町	
		生田原コミュニティセンター大規模 改修工事 大規模改修	町	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	多面的機能支払事業 緑肥作付、融雪剤散布、農用地・水路 の保全管理等 【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、農 地が持つ多面的な機能を維持、発揮し ていくために必要である。 【事業の効果】 国土保全や水源かん養、農村景観の保 全が図られる。	民間		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
遠軽町全域	製造業、情報サービ ス業等、農林水産物 等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31 日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、民間事業者により超高速の情報通信基盤が整備されているものの、農地や交通路線などの一部では未カバーエリアがあり、加えて携帯電話の不感エリアも一部存在することから、これらの解消が求められている。

また、従来型の情報通信媒体であるテレビやラジオについては、これまで町内の難視聴地域解消のため、町や民間によって、中継局や有線・無線による共同受信施設の整備を進めてきた。今後は、これまでに整備した施設の老朽化更新が必要となるほか、町内にはラジオの難聴地域が多く残ることから、その解消対策が必要となる。

(2) その対策

- ① 超高速の情報通信基盤の整備促進と携帯電話の不感エリアの解消を図る。
- ② 難視聴地域の解消のため、テレビやラジオにおける中継施設や共同受信施設の整備と既存施設の適切な更新を図る。
- ③ 公共施設等への公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ視聴環境整備事業 地上デジタル放送設備更新工事、局舎 改修工事	民間	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本町には、国道242号が南北に、国道333号が東西に貫いており、また、高規格幹線道路「旭川紋別自動車道」（国道450号）や地域高規格道路「遠軽北見道路」も一部が供用されている。

国道の改良舗装率は100%となっているが、道道については、改良率92.6%、舗装率93.9%、町道については、改良率54.3%、舗装率42.3%となっており、地域によっては、生活道路の改良が遅れているところもある。

今後は、農業用車両の大型化への対応や冬期間の円滑な交通を維持するための対策が急務であるほか、交通安全、市街地活性化、バリアフリー、景観などに配慮した道路整備が求められる。

林道は、効率的な林業経営の展開や森林の維持整備、山村環境の改善や保健休養の場としての活用など、森林の総合利用のために重要な役割を果たしており、整備を促進する必要がある。

表3-1 町道の整備状況

区分	路線数	実延長 (km)	改良済		舗装済	
			延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)
生田原地域	120	105.3	61.7	58.6	58.1	55.2
遠軽地域	468	297.6	135.0	45.4	107.0	36.0
丸瀬布地域	142	120.5	68.1	56.5	61.2	50.8
白滝地域	92	112.1	80.1	71.5	42.2	37.6
合計	822	635.5	344.9	54.3	268.5	42.3

(令和7年4月現在)

イ 交通確保対策

本町は、JR石北本線が通過し、オホーツク圏と道内の主要都市を結ぶ重要な都市間輸送を担っている。地域にとっては通院や通学にも利用される生活交通であるほか、遠軽駅はまちづくりの核となっている。一方で、旅客輸送量の減少とともに、JR北海道の経営難も重なり「JR単独では維持が困難な路線」の対象路線とされている。北海道を横断する基幹交通であり、オホーツクの農産物の輸送も担う石北本線の維持は、本町のみならず、オホーツク圏全体にとって重要な課題となっている。

また、バス路線については、町民の身近な足として民間事業者や町営により、町内の各地域や小集落間を結ぶほか、民間事業者により都市間高速バスが運行されており、鉄道とバスによる交通ネットワークも形成されている。その一方で、マイカーの普及や人口の減少により利用者が減少しており、バス路線を維持するための経費が増加するとともに、老朽化する車両の更新等も課題となっている。

このほか、町によりデマンド型乗合タクシーを運営し、町民の生活に必要な足を提供している。

(2) その対策

ア 道路の整備

- ① 高規格幹線道路「旭川紋別自動車道」（国道450号）、地域高規格道路「遠軽北見道路」など、国道の整備を促進する。
- ② 広域交通の円滑化を図るため、危険箇所の改良、交通安全施設（車・歩道）の設置など、道道の整備を促進する。
- ③ 地域交通の円滑化と産業・生活機能発展のため、町道の整備を推進する。
- ④ 森林整備や自然保護を進め、林業経営を円滑にするため、林道網を整備する。
- ⑤ 支線的農道、耕作道の整備促進を図る。
- ⑥ 道路の整備と冬期交通の確保を図るため、道路整備用機械を充実する。
- ⑦ 舗装修繕、砂利道補修、橋りょう修繕等の道路維持管理を積極的に進める。
- ⑧ 除雪体制を確保するため、除雪機械の更新を図る。
- ⑨ 交通安全諸団体の育成強化を助長し、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道等安全施設の整備を促進する。
- ⑩ 市街地における街路灯等の整備を図り、景観づくりと一体的に道路整備を進める。

イ 交通確保対策

- ① J R 石北本線の維持に向けた関係者間の連携強化を図る。
- ② 駐車場や駅前空間の整備を促進し、交通結節点としての機能強化を図る。
- ③ 町民の足を確保するため、バス路線の維持と町有バスの更新を図る。
- ④ 公共交通空白地の解消を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	宮前2号通道路改良舗装事業 L=144m 道路改良、舗装新設等	町	
		南ヶ丘3条通道路改良舗装事業 L=300m 道路改良、舗装新設等	町	
		南ヶ丘2条通道路改良舗装事業 L=300m 道路改良、舗装新設等	町	
		太田団地2条通道路改良舗装事業 L=266m 道路改良、舗装新設等	町	
		太田団地3条通道路改良舗装事業 L=273m 道路改良、舗装新設等	町	
		市街地36号線通歩道整備事業 L=100m 歩道整備	町	
		水谷環状線道路改良舗装事業 L=210m 道路改良、舗装新設等	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	安国源線道路改良舗装事業 L=152m 道路改良、舗装新設等	町		
		南1丁目中通道路改良舗装事業 L=120m 道路改良、舗装新設等	町		
		福路39号線通道路改良舗装事業 L=500m 道路改良、舗装新設等	町		
		学田1条通道路改良舗装事業 L=872m 道路改良、舗装新設等	町		
		市街地35号線通道路改良舗装事業 L=280m 道路改良、舗装新設等	町		
		南町4丁目9号通道路改良舗装事業 L=183m 道路改良、舗装新設等	町		
		岩見通整備事業 3・6・9岩見通道路改良舗装工事	町		
		橋りょう	橋梁長寿命化事業 橋台・橋脚の断面補修、落橋防止装置 の設置等	町	
			その他	トンネル長寿命化事業 旭トンネルの点検及び修繕	町
		シェッド長寿命化事業 若松覆道の点検及び補修		町	
	(6)自動車等 自動車	町営バス運行事業 路線バス購入	町		
		自家用バス運行事業 自家用バス購入	町		
		福祉バス運行事業 福祉バス購入	町		
	(8)道路整備機械等	除雪機械整備事業 除排雪車両購入、大型車庫建替え	町		
	(9)過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	生活交通路線維持対策事業 遠軽町内循環線、生田原線 【事業の必要性】 交通弱者の日常的な足を確保するため にバス事業者への支援が必要である。 【事業の効果】	バス 事業者		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	生活バス路線が維持され、交通弱者の 足が確保される。	バス 事業者	
		通院用バス運行事業 白滝地域～まるせつ厚生クリニック 間（週3回） 【事業の必要性】 医療を必要とする交通弱者の日常的な 足を確保するために直営によるバス運 行が必要である。 【事業の効果】 医療を必要とする交通弱者の足が確保 されるとともに、医療機関においても 患者の確保につながる。	町	
		町営バス運行事業 社名淵線、瀬戸瀬温泉線、丸瀬布上武 利線、遠軽丸瀬布線 【事業の必要性】 交通弱者の日常生活を支えるため町 営バスの運行が必要である。 【事業の効果】 生活バス路線が維持され、交通弱者の 移動手段が確保される。	町	
		地域公共交通持続的活性化事業 瀬戸瀬駅維持管理 【事業の必要性】 瀬戸瀬から遠軽高校へ通う生徒の通学 手段を確保するとともに、通院等の移 動手段を確保する必要がある。 【事業の効果】 遠軽高校へ通う生徒や、病院へ通院す る人の移動手段が確保される。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	道路付属物長寿命化事業 照明灯、大型標識柱等長寿命化 【事業の必要性】 従来の対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	
		道路路面修繕事業 道路路面の舗装修繕 【事業の必要性】 従来の対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	
		道路法面擁壁等長寿命化事業 擁壁等の断面修復、浸出水の防止、ク ラック補修等 【事業の必要性】 従来の対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	交通バリアフリー歩道整備事業 L=580m 歩道の勾配緩和、誘導ブロック の設置等 【事業の必要性】 高齢者や身体障がい者等、誰もが安全 に歩行することができる空間を整備す るために必要である。 【事業の効果】 高齢者や身体障がい者等、生活弱者が 安全に歩行することができ、まちなか の賑わいの創出が図られる。	町	
		横断歩道橋長寿命化事業 神社通歩道橋長寿命化 【事業の必要性】 従来の対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道施設

本町の水道は、遠軽地域は上水道、生田原、安国、丸瀬布、白滝及び瀬戸瀬の各地域は簡易水道として整備され、平成29年度から上水道と簡易水道の事業統合により遠軽町水道事業として一つの水道事業となっているほか、社名淵、丸瀬布上武利地域に飲料水供給施設が整備されており、給水区域内の普及率は、令和6年度末で96.1%となっている。

また、災害や緊急事故にも対応できる施設の整備、老朽化に対する計画的な整備による安定した供給体制の確保が急がれている。

このため、平成20年度から、遠隔監視により各浄水施設を統括的に管理しているが、さらに効率的で安全な水資源の確保と水道施設の維持・管理に取り組む必要がある。

イ 下水道施設

公共下水道事業については、遠軽地域のほか、平成16年度から丸瀬布、白滝地域でも供用が開始されており、公共下水道計画区域外においては、遠軽町生活排水処理基本計画に基づき合併処理浄化槽の計画的な設置を行っている。

遠軽地域の下水処理場は、機械設備等の老朽化のため計画的な更新を進めているが、長寿命化計画を策定し、機械設備等の延命を図ることでコスト縮減に努める必要がある。

また、各戸の水洗化を積極的に進め、使用料収入を確保することも含め、健全経営に努めなければならない。

これらの取組を通して、水質汚染を防ぎ、自然環境の保全を図るとともに雨水対策を進めることにより自然災害を防ぐことが必要である。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理について、可燃ごみは、遠軽地区3町（遠軽町、湧別町、佐呂間町）で組織する一部事務組合方式による遠軽地区広域組合が運営する「えんがるクリーンセンター」において平成30年1月から焼却処理をしている。不燃ごみの中間処理、資源ごみは、令和6年4月から遠軽地区広域組合運営による「えんがるリサイクルセンター」で処理し、最終処分のみ遠軽町単独で処理しているが、令和9年度供用開始予定の遠軽地区広域組合が運営する湧別町に建設している最終処分場で処理をする予定である。

ごみの減量化に向けては、さまざまな取組を行っているところであり、排出量は減少傾向にあるものの、環境政策全体を推進する上で、環境に配慮した廃棄物処理を行うに当たり、最終処分場やマテリアルリサイクル処理施設の更新など、施設整備等を早急に進めていく必要がある。

併せて、これら多岐にわたる廃棄物処理政策を推進していく上で、町民、事業者等の協力を得ることが不可欠であり、今後も積極的な啓発活動が必要である。

エ 火葬場

火葬場については、平成6年度に建設した六郷聖苑及び白滝聖苑の2か所を運営している。公衆衛生維持のため必要不可欠な施設であるが、建設から30年以上経過しており施設の老朽化が目立ち始めていることから、計画的な改修による安定した施設維持が求められる。

オ 消防施設及び救急体制

本町は、遠軽地区広域組合を組織し、消防・救急体制をとっている。経費の負担割合については、平成20年4月に一本化され、各構成町の消防費の基準財政需要額割にて按分負担している。

消防・救急に携わる職員は、1本部、1署、6出張所に122人（令和7年4月現在）を配置している。

消防団については、組合構成町の地域ごとに組織され、3消防団17分団に508人が配置されている。このうち、本町には1消防団8分団に228人が配置されているが、団員の減少と高齢化が進み、消防団への青年層の加入促進が必要である。

消防・救急に係る施設・設備の状況は、消火を基本とする消防ポンプ搭載車両45台、高規格救急車9台（非常用2台を含む。）、その他の車両15台の計69台を保有しており、このうち、本町には消防ポンプ搭載車両22台、高規格救急車5台、その他の車両11台が分散して配置されている。

消防水利については、組合内に40m³型以上の防火水槽286基、消火栓216基を設置しており、このうち本町内には、40m³以上60m³未満の防火水槽85基、60m³以上100m³未満の防火水槽9基、消火栓167基を設置している。

平成25年の消防救急無線のデジタル化、高機能消防指令システムの整備により、119番通報の受信統合や出動体制が見直され、人員や設備を最大限活用できる体制の整備と構成町の境界を越えた広域活動がより一層強化されたところであるが、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、人口減少社会においても持続可能な安定した消防、救急活動を将来にわたって維持していくためには、消防車、救急車及び消防指令システム、消防救急デジタル無線設備等の施設を計画的に更新整備していく必要がある。

カ 公営住宅

公営住宅については、平成28年度に策定した遠軽町住生活基本計画及び遠軽町町営住宅長寿命化計画により、計画的な建て替え、修繕、維持管理を実施しており、今後も、高齢化への対応等、居住性の向上や地域の特性に応じた住宅の供給を進めていかなければならない。

また、遠軽町住生活基本計画及び遠軽町町営住宅長寿命化計画の内容については、各計画の進捗状況や社会情勢等と整合を図りながら、5年を目途に計画的な見直し作業を行う必要がある。

キ その他

河川については、大雨の際には危険な箇所が見られるため、護岸改修が必要である。

空き家については、令和6年度に調査を行い、空家等の実態を把握し、空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画を策定した。人口減少や既存住宅等の老朽化を要因として今後も増加することが予想されることから、管理不全空家等の対策をしていく必要がある。

生活安全灯は、町及び自治会で設置しているが、水銀灯の生産中止に伴いLEDへの転換が求められている。防犯、環境面等から今後も計画的に更新していく必要がある。

墓地については、町内14か所のほか、合葬墓1か所を設置しており、少子高齢化に伴い近年「墓じまい」が急速に進み、合葬墓の需要が増えていることから、今後も墓地周辺の環境整備を行う必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 生活用水の安定供給を図るため、上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備促進と、計画的な更新を図る。

イ 下水道施設

- ① 生活環境を改善するため、下水道施設の整備を推進し、下水道の普及促進を図る。
- ② 下水道計画区域外の生活排水処理についての整備促進を図る。
- ③ 施設の延命を図り、コストの削減につなげる。

ウ 廃棄物処理施設

- ① 環境負荷の少ない廃棄物処理のため、プラスチック使用製品処理施設及び最終処分場の整備を促進するほか、旧遠軽町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等を解体する。
- ② 一般廃棄物の安定的な処理を図るため、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理汚泥受入施設を整備する。

エ 火葬場

- ① 安定的な施設運営のために計画的な施設改修を図る。

オ 消防施設及び救急体制

- ① 消防施設の整備については、組合3町を一体と捉えた適正な配置と出動体制を維持するため、「遠軽地区広域組合消防整備計画」により計画的な更新整備を図る。
- ② 救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急救命士の研修、育成に努めるとともに、高規格救急自動車及び救急資機材の計画的な更新整備を図る。

カ 公営住宅

- ① 遠軽町住生活基本計画及び遠軽町公営住宅等長寿命化計画の見直しを図る。
- ② 遠軽町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な整備や改修を進める。

キ その他

- ① 大雨時の災害に備えるため、各河川の危険箇所の護岸改修を推進する。
- ② 特に危険性の高い特定空家を行政代執行により除却する。
- ③ 生活安全灯のLED改修を推進する。
- ④ 今後も需要増が見込まれる合葬墓の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設更新工事 浄水施設、配水管路設備の更新 飲料水供給施設整備	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 処理施設の改築・更新、雨污水管渠施設等の新設・更新	町	
	その他	個別排水処理施設事業 個別排水処理施設整備	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設建設事業 旧遠軽町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等解体整地事業 プラスチック使用製品処理施設建設事業 最終処分場建設事業	一部事務 組合	
	し尿処理施設	し尿等汚泥受入施設整備事業 し尿受入施設整備	町	
	(4)火葬場	六郷聖苑改修事業 六郷聖苑改修	町	
	(5)消防施設	消防自動車整備事業 消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽者、小型動力ポンプ付積載車	一部事務 組合	
		救急自動車整備事業 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材	一部事務 組合	
		消防指令システム整備事業 指令装置、表示盤、指令伝送装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置	一部事務 組合	
		デジタル無線設備移設事業 デジタル無線機器、電源装置、ネットワーク装置	一部事務 組合	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(6) 公営住宅	公営住宅建設事業 ふくろ団地 R C造3階 2棟30戸 共進団地 5棟10戸建設 4棟8戸解体	町	
		公営住宅長寿命化改修事業 若葉団地 10棟20戸 山の手団地 R C造3階 1棟18戸 西区第2団地 4棟8戸 日進団地 3棟6戸 末広団地 2棟8戸 豊里団地 26棟64戸 新町第1団地 5棟10戸 天神団地 6棟12戸 アゼリアハイツ R C造3階 1棟6戸 南区団地 3棟12戸 しらかば団地 R C造3階 1棟6戸	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	丸瀬布廃焼却炉解体工事 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。 東白滝廃棄物処理場焼却炉解体工事 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	衛生センター南兵村処理場解体事業 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。	一部事務 組合	
	防災・防犯	公営住宅解体工事 栄行団地 4棟15戸 北区団地 4棟16戸 学田団地 10棟40戸 新町第2号団地 3棟6戸 新町第3号団地 6棟20戸 元町団地 5棟20戸 水谷団地 2棟8戸 西区団地 1棟2戸 【事業の必要性】 防犯面や環境衛生面、良好な市街地空間の形成など、安全・安心なまちをつくるために必要である。 【事業効果】 良好な市街地空間が形成されるほか、犯罪の抑止や環境衛生の向上などが図られる。	町	
	その他	空き家等対策事業 空き家等の代執行・略式代執行 【事業の必要性】 防犯面や環境衛生面、良好な市街地空間の形成など、安全・安心なまちをつくるために必要である。 【事業効果】 良好な市街地空間が形成されるほか、犯罪の抑止や環境衛生の向上などが図られる。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(8)その他	生活安全灯改修事業 生活安全灯整備	町	
		合葬墓整備事業 合葬墓整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本町においても、晩婚化等の影響により少子化の傾向は著しく、また、核家族化や共働き家庭の増加などのため、子育てに対するニーズが多様化しており、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実が求められている。

子育て支援は、家庭や地域、関係機関相互の連携が大切であり、乳児保育、延長保育、一時預かりなど、地域のニーズに応じた教育、保育事業の実施をはじめ、保育所等の施設環境及び食育の充実を図る必要がある。

また、放課後児童クラブ等、家庭養育の補完と地域をあげた育成に、今後も努めるとともに、児童館等の施設の充実が必要である。

近年、社会問題となっている児童虐待については、関係機関が連携して早期発見・解決や未然防止を徹底する必要がある。また、家庭やその他環境上の理由から生活指導が必要となった子供たちの自立を支援するため、民間児童自立支援施設の運営に対する支援が必要である。

イ 高齢者等の保健・福祉

本町の65歳以上人口は6,830人で全体の39.3%に上り（令和7年3月末現在）、今後も高齢化は急速に進み、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画では、令和12年には10人に約4人が高齢者になると予想している。

今後、要介護者数の増加も見込まれる中で、要介護状態となる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、一貫性を持った介護予防事業を実施し、要介護状態の発生と悪化の予防が図られるように支援する必要がある。

さらに、認知症高齢者をはじめとする高齢者が、介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、福祉関係者が連携し地域の各種サービスや人的資源を活用しながら支援するとともに、介護福祉サービス提供事業者等と連携し、地域における包括的、継続的な支援体制の整備を図っていかなければならない。

また、地域社会の中で高齢者の持っている知識と経験を生かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりを推進する。

一方で、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見のための取組、権利擁護に努める。

健康への関心が高まる一方で、生活習慣病の増加と若年化が進む中、平成20年度から始まった特定健診の受診率は低く、食生活を主とする日常生活の改善の促進や保健予防サービスの充実が不可欠である。

ウ その他

町内旧町村地域における歴史及び政策的背景があり、児童養護施設、知的障がい者施設等が整備されているほか、身体障がい者用補装具の交付や交通費助成の支援などソフト面で支援も実施している。

なお、リハビリ施設については、周辺町村を含め未設置である。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向け各関係団体と連携を図る。
- ② 放課後児童クラブの充実を図る。
- ③ 保育環境の充実を図るため、保育所、児童館及び認定こども園等の施設を整備する。
- ④ 民間児童自立支援施設への支援を行う。

イ 高齢者等の保健・福祉

- ① 在宅高齢者等が望むサービスの充実を図るため社会資源を有効利用し、より良いサービスの提供に努める。
- ② 認知症に対する理解を深め偏見のない認知症バリアフリー社会の実現のため、民間企業、関係機関及び本人を含めた地域共生社会の構築に取り組む。
- ③ 要介護高齢者の福祉の向上のため、民間活動団体等の育成・誘致や高齢者福祉施設の改修や、改築への支援を図るなど、介護支援体制を整備する。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で健康を維持し住み続けることができるように、保健及び福祉の向上を推進するとともに、集うことができる場を整備し積極的な社会参加を促進する。
- ⑤ 高齢者に対する介護予防や介護が必要な方に対して支援するとともに、元気な高齢者も含めた町民相互の支えあいを基本においた地域生活支援体制の構築を目指す。
- ⑥ 各種健診事業の実施と健康管理指導の継続を図る。
- ⑦ 学習機会の提供と豊かな能力・技術を活用する。
- ⑧ 介護保険事業の円滑な運営と高齢者の自立を支援する。
- ⑨ 老人福祉センターの利用を促進する。
- ⑩ 高齢者の就業機会の確保、充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	丸瀬布保育所整備事業 施設、設備等の改修	町	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セ ンター	白滝高齢者総合生活福祉センター改修事 業 施設、設備等の改修	町	
	その他	丸瀬布デイサービスセンター車両購入事 業 車両購入補助金	社会福祉 法人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、令和7年3月末現在で医科については、公設診療所が3か所、民間の病院が2か所、診療所（医院）が7か所、歯科については、公設診療所が3か所、民間の診療所（医院）が7か所あり、町民の健康管理や地域医療に重要な役割を果たしている。

特に、二次医療圏センター病院である遠軽厚生病院を中心とした医療体制は、町内のみならず、周辺地域の患者を受け入れるなど、地域医療に大きく貢献しているほか、町内での対応が難しい場合は、オホーツク圏の地方センター病院である北見赤十字病院への搬送やドクターヘリで旭川赤十字病院への搬送を行う体制が整備されているなど、地域住民にとっては、比較的恵まれた医療環境となっている。

その一方で、新臨床研修医制度の導入をきっかけに始まった地方における医師不足の影響が本町においても顕著に表れており、二次医療圏センター病院である遠軽厚生病院では、平成22年以降、脳神経外科をはじめ、整形外科、泌尿器科、産婦人科、眼科及び皮膚科の医師がそれぞれ減員され、診療体制の縮小や休止による入院患者の受け入れ中止等を余儀なくされるなど、地域医療の崩壊が懸念されている。

遠軽厚生病院は二次医療の中核をなしており、地域医療を守るためには医師の確保が大きな課題となっている。

また、生田原、丸瀬布及び白滝地域においては、公設や民間の医療機関が地域医療を担っているが、町内外の二次・三次医療機関との機能分担と連携を進めつつ、町民が安心して暮らせるよう身近な地域医療の充実と維持・確保が、今後の課題となっている。

(2) その対策

- ① 緊急時の医療提供体制確保のため、休日や夜間等における診療体制の構築及び救急医療体制の充実に努める。
- ② 医師、看護師、理学療法士及び作業療法士など、医療従事者の確保や要請に努める。
- ③ 地域医療サービス機関と保健・福祉の相互連携に努める。
- ④ 高度医療ネットワークの充実促進を図る。
- ⑤ 地域医療の充実と維持・確保を図るため、医療施設の整備や運営資金等の支援を行う。
- ⑥ 保健師による保健活動や訪問指導の充実を図り、疾病の予防対策と健康管理の増進に努める。
- ⑦ 管理栄養士等による相談体制の強化を図り、生活習慣病の予防対策に努める。
- ⑧ 道立白滝診療所の存続、医療機器の充実等、医療水準の向上に向けて北海道に要望する。
- ⑨ 救急医療を中心として、町内外の二次・三次医療圏との広域連携の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	遠軽厚生病院医療機器整備事業 医療機器の更新	厚生連	
	診療所	診療所改修事業 丸瀬布歯科診療改修築工事	町	
		診療所医療機器等整備事業 丸瀬布歯科診療所医療機器等の整備 白滝歯科診療所医療機器等の整備	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	医療施設運営資金負担金 【事業の必要性】 地域医療を守るため、医療機関の経営を支援する必要がある。 【事業の効果】 医療機関の経営を支援することで、地域医療を守ることができる。	厚生連	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町における令和7年4月現在の学校数は、小学校8校、中学校7校となっている。

子どもたちを取り巻く環境が急激に変化し、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められる中、これからの社会を生きる子どもたちにとって、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、情報活用能力の醸成が求められており、「生きる力」を育むとともに、地域社会と連携した教育や地域資源を生かした教育などを通じて「郷土を愛する心」を育む教育の推進が求められている。

学校施設は、児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時における緊急避難場所や地域コミュニティ施設としての役割も果たすことから、安全で快適な教育環境の確保が重要であり、各校とも耐震化を含めた改修及び設備の更新が必要である。また、国のGIGAスクール構想に基づき整備した校内ネットワーク及び一人一台端末を活用したICT教育を推進するために、環境整備を行う必要がある。

学校給食は、自校・センター両方式で実施しており、逐次整備を行った。今後も施設整備の充実を図るため、改修及び設備の更新について計画的に進める必要がある。

教職員住宅は、老朽化した住宅の改修を計画的に行う必要がある。

イ 社会教育

社会教育の推進については、近年における社会変化の激しい時代の中で生活も複雑化し、これに伴い、生活様式や生活感覚、価値観も多様化してきている。生涯学習時代を迎え、町民の多様な学習要求に応えられる学習機会や団体活動の場を提供し、生涯各期（乳幼児期～高齢期）における生涯学習の充実を図ることが必要である。

本町の社会教育事業は、公民館や福祉センターなどを中心に各地域で活動が行われている中、芸術・文化活動の拠点となる芸術文化交流プラザが令和4年8月に開館したことから、利用促進を図るとともに、類似施設の機能集約を検討する必要がある。

また、本町には埋蔵文化財センター、各郷土館、昆虫生態館などの博物館の機能を有した施設、さらには、各種研修及び体験交流施設があり、それぞれの機能を発揮しているが、施設間の連携をより一層強化するとともに、体験型学習機能の強化や学校教育との連携による利用促進に努める必要があるほか、町内の各図書館（室）の老朽化も進んでおり、施設の改修等が必要になっている。

本町の社会体育事業は、スポーツを通しての健康づくりや体力づくり、さらには、町民相互の連帯感や交流を深め、生活の中でスポーツ活動を積極的に実践することを重視している。

過疎化による人口減少や少子高齢化は、スポーツ活動並びにその普及の面においても大きく影響を及ぼしている。幼児から高齢者まで町民皆スポーツを目指し、さまざまな施策を講じてはいるが、チームスポーツなどの人数や年齢に左右される種目については、地域によりその編成が困難になっており、競技レベルの低下や指導者の不足などが課題となっている。

町民一人ひとりが健康で活力ある生活を送ることができるよう、今後もスポーツの振興を図るとともに、全ての町民が日常生活の中で、気軽にスポーツに親しむことができるよう町民皆スポーツを目指した施策の推進が必要となっている。

本町の社会体育施設については、総合体育館をはじめ、温水プール、武道館、地域体育

館、スポーツセンター、コミュニティセンター等があるほか、ナイター設備を備えた野球場やソフトボール球場、サッカー・ラグビー用の人工芝グラウンド、また、パークゴルフ場や屋外球技場、多目的屋内運動施設などがある。老朽化する中でそれぞれの機能を果たしているが、新たな大会やスポーツ合宿の誘致のためには、老朽化した施設の更新が必要である。

また、合気道「ゆかりの地」である白滝地域の白滝柔剣道場については、合気道の合宿などにも利用されているものの老朽化が激しいため、施設の廃止・集約を含めた在り方を検討する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 学校施設の改修・耐震補強及び設備の更新を図る。
- ② 教職員住宅の整備を図る。
- ③ 学校給食施設の整備を図る。

イ 社会教育

- ① 学習活動の充実のために、生活実態に即した学習要求の把握と学習機会の充実を図るとともに、町民のニーズに即した学習情報の収集と提供を図る。
- ② 団体活動の助長のために、専門的な指導体制の充実と資質の向上を図り、団体の育成と指導者の養成を促進する。
- ③ 公民館や社会教育施設の整備と機能の充実を図り、効果的運用と利用促進を図る。
- ④ 図書館（室）の整備や移動図書館車の充実による、町民ニーズに即した図書サービスの提供を図る。
- ⑤ 町民の自主的なスポーツ活動を促進する。
- ⑥ ニュースポーツの普及とスポーツ人口の拡大に努める。
- ⑦ 体育団体の育成と指導者の養成を促進する。
- ⑧ 体育施設の整備と機能の充実、施設の効果的利用を促進する。
- ⑨ 学校開放事業の充実を図り、町民皆スポーツを目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	遠軽小学校大規模改修事業 施設、設備等の改修	町		
		白滝小学校大規模改修事業 施設、設備等の改修	町		
		安国小学校大規模改修事業 施設、設備等の改修	町		
		生田原小学校大規模改修事業 施設、設備等の改修	町		
		丸瀬布中学校改修工事 施設、設備等の改修	町		
		屋外運動場	南中学校グラウンド整備工事 暗渠整備、土入替	町	
			スクールバス・ボート	スクールバス運行事業 スクールバス購入	町
	給食施設	学校給食施設整備事業 施設、設備等の改修、備品購入	町		
	(3)集会施設、体育 施設等 公民館	集会施設	社名淵公民館改修工事 施設、設備等の改修	町	
			遠軽地域集会施設改修工事 学田住民センター改修工事、西町住民 センター改修工事	町	
		体育施設	生田原女性・若者等活動促進施設「かぜ る安国」改修工事 屋根改修、ボイラー改修	町	
			スポーツ公園施設改修事業 遠軽地域体育施設照明LED化工事、えん がる球場施設改修工事、えんがるテニ スコート改修工事、武道館改修工事	町	
			遠軽町総合体育館整備事業 総合体育館整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、旧4町村の中心部と安国にそれぞれ基幹集落を形成し、その周囲に多くの小集落が点在しており、国道や道道、町道といった生活道路や、鉄道、バス等の公共交通で結んでいる。

集落は、地域社会の基本的単位であり、日常生活や経済活動、コミュニティ活動などを営む上で重要な機能を有していることから、基幹集落については、基礎的な公共施設や生活環境施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

一方、小集落については、高齢化と離農等により世帯数の減少が進み、コミュニティ活動の維持が困難になりつつある。

今後は、新規就農の受け入れや地域おこし協力隊等による地域外の人材の積極的な受け入れ、お試し暮らし住宅の整備をはじめとした移住定住対策を進めるほか、公共交通路線の維持・確保や買い物等の日常の生活に対する支援が課題となっている。

(2) その対策

- ① 集落的機能を維持するための集落再編を促進する。
- ② コミュニティ活動の育成・支援を図る。
- ③ 地域外の人材の積極的な受け入れを図る。
- ④ 公共交通路線の維持・確保のためデマンド型乗合タクシーの運営の向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	デマンド型乗合タクシー運行事業 デマンド型乗合タクシー運行 【事業の必要性】 地域の生活交通を守るため、公共で交通空白地域の解消を図る必要がある。 【事業の効果】 地域の交通空白地域の解消ができる。	町	
		自治会活動事業補助金・助成金・負担金 【事業の必要性】 地域住民が快適で住みよい地域コミュニティを築く必要がある。 【事業の効果】 活動費用を支援することにより、自治会活動及び相互交流の推進を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術・文化活動

本町における芸術・文化活動は、文化連盟に加盟する団体を中心として積極的に展開され、町においても、公民館講座などで種々の芸術文化活動や趣味を促進させる施策を実施している。また、北海道遠軽高等学校をはじめとする各学校や、社会人団体による吹奏楽活動が活発であり、全国大会などで数々の賞を受賞するなど、全国的にも「吹奏楽のまち」として知られている。

今後は、このような取組を支えるため、活動機会の拡充、人材育成、情報発信などを進め、文化の薫りあふれるまちづくりを推進する必要がある。

郷土芸能では、「生田原太鼓」、「がんばろう太鼓」、「山彦太鼓」及び「ひらやま太鼓」が各地域での保存活動を行っている。

また、白滝地域は、合気道の開祖・植芝盛平翁が武術に開眼した「ゆかりの地」であり、合気道を縁とする友好都市との交流のほか、地域においては「白滝合気会自由の森道場」が中心となって活動している。

今後も、これらの伝統を絶やすことなく、その継承に努める必要がある。

イ 文化遺産

本町には、開拓資料などの展示施設として郷土館、郷土資料館があり、各学校での総合的な学習の教材として、郷土芸能と合わせて学校教育において活用されている。

町のシンボルでもある「瞰望岩」は国指定名勝「ピリカノカ」として、また「北海道家庭学校礼拝堂」は、北海道指定有形文化財の指定を受けている。

さらに、町内には、今から3万年前の旧石器時代から13世紀の擦文時代までの遺跡（文化財包蔵地）が所在し、白滝地域には、黒曜石原産地を中心とする国指定史跡「白滝遺跡群」、町指定史跡「幌加沢遺跡遠間地点」があり、「北海道白滝遺跡群出土品」は令和5年6月に北海道で2例目となる国宝指定を受けているほか、「幌加川遺跡出土の石器群」は北海道指定有形文化財として指定を受け、その文化的価値は世界的にも高く評価されている。

これらの文化財は、長い歴史の中で育まれたものであり、大切に保存し後世に継承していくことが極めて重要であるとともに、学校教育における活用のほか、体験交流へのさらなる活用が必要である。

このため、考古資料を展示、収蔵する埋蔵文化財センターを平成23年に整備し、資料の保存、活用、調査を総合的に推進する機能を持たせるとともに、ジオパークと連動した情報発信を強化するため「白滝ジオパーク」の拠点施設として運営することで、黒曜石と人の関わりを伝える活動を行っている。

(2) その対策

ア 芸術・文化活動

- ① 芸術・文化活動拠点施設の整備を図る。
- ② 芸術・文化団体の育成助長、指導者及び後継者の育成を支援する。
- ③ 芸術・文化に接する機会の創出を図る。
- ④ 郷土芸能、伝統文化の継承との普及促進を図る。

イ 文化遺産

- ① 各種文化財の保全とともに、学習教材や観光資源としての活用を図る。
- ② 地域の特色ある歴史・文化・自然環境を反映した展示施設機能の充実を図る。
- ③ 学校教育との連携を推進するとともに、体験交流機能、情報発信機能の強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、総面積の約9割を国有林などの森林が占めており、町民にうるおいやすらぎを与えるなどのさまざまな公益的機能を有している。この豊かな自然環境を守っていくためにも、環境に負荷のかけない新・省エネルギーの導入・活用が求められている。

(2) その対策

- ① 新・省エネルギーの導入・活用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	ペレットストーブ購入費補助事業 ペレットストーブ設置に対する補助 【事業の必要性】 豊かな自然環境を守るため、二酸化炭 素排出量の削減を図る必要がある。 【事業の効果】 二酸化炭素排出量の削減により、豊か な自然環境を次世代に引き継ぐことが できる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、遠軽町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>移住・定住促進事業 各種移住・定住に係る施策を実施する。 スローライフ等応援事業 お試し暮らし体験住宅運営事業</p> <p>【事業の必要性】 町への移住定住及び就業を促進するため必要である。</p> <p>【事業の効果】 町に人を呼びこみ、呼び戻す効果があり、また、交流人口の拡大が図られる。</p>	町	
	地域間交流	<p>各種大会誘致事業 町内で各種大会や研修会等を実施する団体に支援する。</p> <p>【事業の必要性】 各種大会を誘致することで、芸術・文化・各種スポーツ競技における交流人口の拡大を図るため必要である。</p> <p>【事業の効果】 将来的なU I J ターンの意識の醸成が図られるとともに、交流人口の拡大が期待される。</p>	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	<p>人材育成事業</p> <p>地域の人材育成に係る施策を実施する。</p> <p>遠軽高等学校通学者等助成事業 大型免許等資格取得支援事業</p> <p>【事業の必要性】 地域の若年層の人材確保及び就業機会の拡大を図るため必要である。</p> <p>【事業の効果】 遠軽高校の定員の間口確保を図ることで、学力及び部活動での成績向上が期待されるとともに、郷土愛心を持った遠軽を支える人づくりを進められる。</p> <p>また、大型自動車運転免許等の資格取得を促すことで、地域に就職する若年層の人材育成及び確保につながるとともに、一次産業等の人材不足を解消し、遠軽を支える人づくりを進められる。</p>	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>多面的機能支払事業</p> <p>緑肥作付、融雪剤散布、農用地・水路の保全管理等</p> <p>【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、農地が持つ多面的な機能を維持、発揮していくために必要である。</p> <p>【事業の効果】 国土保全や水源かん養、農村景観の保全が図られる。</p>	民間	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	生活交通路線維持対策事業 遠軽町内循環線、清里線 【事業の必要性】 交通弱者の日常的な足を確保するため にバス事業者への支援が必要である。 【事業の効果】 生活バス路線が維持され、交通弱者の 足が確保される。	バス 事業者	
		通院用バス運行事業 白滝地域～まるせつ厚生クリニック 間（週3回） 【事業の必要性】 医療を必要とする交通弱者の日常的な 足を確保するために直営によるバス 運行が必要である。 【事業の効果】 医療を必要とする交通弱者の足が確保 されるとともに、医療機関においても 患者の確保につながる。	町	
		町営バス運行事業 社名淵線、瀬戸瀬温泉線、丸瀬布上武 利線、遠軽丸瀬布線 【事業の必要性】 交通弱者の日常生活を支えるため町 営バスの運行が必要である。 【事業の効果】 生活バス路線が維持され、交通弱者の 移動手段が確保される。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	地域公共交通持続的活性化事業 瀬戸瀬駅維持管理 【事業の必要性】 瀬戸瀬から遠軽高校へ通う生徒の通学 手段を確保するとともに、通院等の移 動手段を確保する必要がある。 【事業の効果】 遠軽高校へ通う生徒や、病院へ通院す る人の移動手段が確保される。	町	
	その他	道路付属物長寿命化事業 照明灯、大型標識柱等長寿命化 【事業の必要性】 従来に対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	
		道路路面修繕事業 道路路面の舗裝修繕 【事業の必要性】 従来に対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	
		道路法面擁壁等長寿命化事業 擁壁等の断面修復、浸出水の防止、ク ラック補修等 【事業の必要性】 従来に対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。		

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続的発 展特別事業 その他	交通バリアフリー歩道整備事業 L=580m 歩道の勾配緩和、誘導ブロック の設置等 【事業の必要性】 高齢者や身体障がい者等、誰もが安全 に歩行することができる空間を整備す るために必要である。 【事業の効果】 高齢者や身体障がい者等、生活弱者が 安全に歩行することができ、まちなか	町	
		横断歩道橋長寿命化事業 神社通歩道橋長寿命化 【事業の必要性】 従来の対処療法的な修繕から予防保全 的な修繕へと転換することで、将来的 な修繕費用縮減を図るために必要であ る。 【事業の効果】 将来的な修繕費用の縮減が図られる。	町	
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的発 展特別事業 危険施設撤去	丸瀬布廃焼却炉解体工事 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への 配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。	町	
		東白滝廃棄物処理場焼却炉解体工事 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への 配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。	町	
		衛生センター南兵村処理場解体事業 【事業の必要性】 潜在的な危険性の排除、地域環境への 配慮のため必要である。 【事業効果】 環境衛生の向上等が図られる。	一部事務 組合	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>公営住宅解体工事</p> <p>栄行団地 4棟15戸 北区団地 4棟16戸 学田団地 10棟40戸 新町第2号団地 3棟6戸 新町第3号団地 6棟20戸 元町団地 5棟20戸 水谷団地 2棟8戸 西区団地 1棟2戸</p> <p>【事業の必要性】 防犯面や環境衛生面、良好な市街地空間の形成など、安全・安心なまちをつくるために必要である。</p> <p>【事業効果】 良好な市街地空間が形成されるほか、犯罪の抑止や環境衛生の向上などが図られる。</p>	町	
	その他	<p>空き家等対策事業</p> <p>空き家等の代執行・略式代執行</p> <p>【事業の必要性】 防犯面や環境衛生面、良好な市街地空間の形成など、安全・安心なまちをつくるために必要である。</p> <p>【事業効果】 良好な市街地空間が形成されるほか、犯罪の抑止や環境衛生の向上などが図られる。</p>	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	医療施設運営資金負担金 【事業の必要性】 地域医療を守るため、医療機関の経営を支援する必要がある。 【事業の効果】 医療機関の経営を支援することで、地域医療を守ることができる。	厚生連	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	デマンド型乗合タクシー運行事業 デマンド型乗合タクシー運行 【事業の必要性】 地域の生活交通を守るため、公共で交通空白地域の解消を図る必要がある。 【事業の効果】 地域の交通空白地域の解消ができる。	町	
		自治会活動事業補助金・助成金・負担金 【事業の必要性】 地域住民が快適で住みよい地域コミュニティを築く必要がある。 【事業の効果】 活動費用を支援することにより、自治会活動及び相互交流の推進を図ることができる。	町	
11 再生可能エネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	ペレットストーブ購入費補助事業 ペレットストーブ設置に対する補助 【事業の必要性】 豊かな自然環境を守るため、二酸化炭素排出量の削減を図る必要がある。 【事業の効果】 二酸化炭素排出量の削減により、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことができる。	町	